

山口県と連携した中国向け広域周遊商品造成事業 委託業務に係る企画提案募集実施要領

この要領は、一般社団法人愛媛県観光物産協会（以下「協会」という。）が山口県と連携した中国向け広域周遊商品造成事業委託業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

コロナ前において、愛媛県はゴールデンルートから外れた場所に位置し、山口県は福岡県や広島県等のメジャーな観光地に囲まれていることで、旅行者の滞在期間が短く、観光消費に繋がっていないことが課題となっていた。一方、コロナ禍においても中国人の旅行熱は依然として高く、コロナ収束後には、人の多い地域を避けて、少人数の地方周遊ツアーが人気を集めると期待されている。

そこで、アフターコロナの観光需要回復を見据え、購買力のある中国人訪日旅行者をターゲットとし、福岡空港から両県を周遊する商品造成による誘客促進及び滞在日数・観光消費の増加につなげることを目的とする。

2 業務の内容等

(1) 業務名

山口県と連携した中国向け広域周遊商品造成事業委託業務

(2) 実施期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(3) 業務の内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額

3,636,365円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案の応募資格・条件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て及び会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (6) 役員等又は経営に事実上参加若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係

者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）でないこと。

4 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

内 容	日 付	対応様式	提出方法
企画提案募集開始	8月2日（水）	—	—
参加表明書提出期限	8月14日（月）	様式1	郵送、持参、 又は電子メール
質問書提出期限	8月14日（月）	様式2	電子メール
企画提案書提出期限	8月28日（月）	様式4、5、6	郵送又は持参
審査	8月下旬～ 9月上旬	—	—

※上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

※各日において、受付時間は執務時間中（月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで）。

5 応募書類

(1) 参加表明書の提出

提出期限 令和5年8月14日（月）午後5時まで

以下の書類を郵送（締切必着）、持参又は電子メールにて提出すること。電子メールにて提出する場合は、送信後電話にて着信確認を行うこと。

- ① 参加表明書（様式1） 1部
- ② 付属書類 1部

・会社等の概要（様式任意 既存のパンフレット等可）

※参加を取り下げの場合は、8月28日（月）午後5時までに参加辞退届（様式3）正本1部を郵送、持参又は電子メールにて提出すること。電子メールにて提出する場合は、送信後、電話にて着信確認を行うこと。

(2) 質問書について

提出期限 令和5年8月14日（月）午後5時まで

質問書（様式2）を用いて電子メールにより提出すること。

- ・電子メールの件名は、「質問書（中国向け商品造成）」とすること。
- ・送信後、電話にて着信確認を行うこと。
- ・電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 企画提案書の提出

提出期限 令和5年8月28日（月）午後5時まで

以下の書類を郵送（締切必着）又は持参により提出すること。

- ① 企画提案書表紙（様式4） 正本1部（押印）
- ② 企画書（様式任意） 6部（うち正本1部）
 - ・形式 原則としてA4判。横書き、左綴じとする。着色・両面印刷可。
図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。
 - ・企画コンセプト、実施内容、業務実施体制（法人の組織図及び本業務を担当する人員体制等を含む。）、実施スケジュールは必ず記載すること。
- ③ 費用見積書（様式任意） 6部（うち正本1部）
 - ・見積りに係る明細を明記すること。明細には企画料、人件費、車両借上げ費、宿泊費、会場費等に分けたうえで、単価及び数量など内訳を詳細に記載すること。
- ④ 業務の統括責任者・従事予定者一覧表（様式5） 6部（うち正本1部）
 - ・本事業にあたって十分な経験を有する者を統括責任者とする。
 - ・参考となる実績、資格等がある場合はその旨を記載すること。
- ⑤ 業務実績表（様式6） 6部（うち正本1部）
 - ・委託業務と類似の業務の受注実績（10件以内）について、業務名、委託者名、契約金額、実施年度、業務の概要を記載すること。

(4) 提出先

〒790-8570 愛媛県松山市大街道3丁目6-1
一般社団法人愛媛県観光物産協会
担当： 観光部 工藤
E-mail：webmaster@iyonet.com
Tel：089-961-4500

(5) 公正な企画提案審査の確保

- ・企画提案公募参加者（以下「参加者」という。）は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 留意事項

- ・企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は参加者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、協会から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・企画提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の

権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

6 委託先の選定

(1) 選定方法等

企画提案の評価については、提出された企画提案書をもとに審査を行う。(プレゼンテーションは実施しない。)

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

審査項目	内容
コンセプト	・ 事業趣旨を理解した提案となっているか。 ・ 提案内容は、具体性、妥当性、実現可能性があるか。
内容・構成	・ 仕様書に記載されている内容がしっかり反映されているか。 ・ 誘客ターゲットを意識しつつ、愛媛県・山口県の観光資源や課題、旅行会社の特色を踏まえた視点での提案内容となっているか。
業務実施体制・遂行能力等	・ 本業務を実施するうえで業務を円滑に実施できる計画及び体制となっているか。 ・ 本業務と類似の業務の受注実績、内容は十分か。
経済性	・ 業務目的、内容に即した適切な経費が計上されているか。 ・ 経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。

(3) 審査結果

- ・ 審査対象となったすべての参加者に対し、審査結果を書面で通知する。
- ・ 審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

(4) 参加者が1者の場合の取扱い

参加者が1者のみの場合であっても企画提案等の審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該参加者と本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

7 欠格事項

参加者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・ 民法(明治29年法律第89条)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合
- ・ 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・ 本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・ 同一の参加者が二つ以上の提案書を提出した場合
- ・ その他不正な行為があった場合

8 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、

契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、協会と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、協会が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀参加者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀参加者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

9 問い合わせ先

一般社団法人 愛媛県観光物産協会

観光部 工藤

Tel : 089-961-4500 E-mail : webmaster@iyonet.com